

村上市障がい者活躍推進計画

村上市農業委員会事務局

令和２年４月策定

令和７年４月改定

1 策定の趣旨

村上市農業委員会事務局においては、職員総数が６人程度の小規模な機関であり、独自の採用は行っておらず、実質、市長部局と一体的に採用及び人事異動を行っています。

しかし、人事異動等により障がいのある職員が在籍する可能性もあり、「障害者の雇用の促進等に関する法律」等に基づき、令和２年４月に「村上市障がい者活躍推進計画」を策定しました。

この度、令和６年度末をもって本計画の計画期間が終了することから、令和７年度から５年間ににおける本計画を策定し、これまで実施してきた各取組をより一層推進することとし、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場環境整備の実現に向けて取り組んでいくこととします。

2 計画期間

令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間とし、計画期間内においても毎年度の取組状況等を把握し、必要に応じて見直しを行います。

3 目標

（１）採用に関する目標

職員については市からの出向者のみであり、採用等は行っていないため目標の設定はできない

（２）定着に関する目標

[目 標]

不本意な離職者を極力生じさせない

[評価方法]

毎年度の任免状況通報のタイミングで、人事記録や人事評価結果を元に、前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行います

5 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用推進者として、農業委員会事務局長を選任する。
- ・ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有します。
- ・ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行います。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 現に勤務する障がい者が従来の業務を遂行することが困難となった場合は、障がいの程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行います。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

[職務環境]

- ・ 所属長による人事評価面談を通じて、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、継続的に必要な措置を講じます。
- ・ 措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

[働き方]

- ・ ワークライフバランスの実現等を図るため、年次有給休暇などの各種休暇の利用を促進します。

[キャリア形成]

- ・ 本人の希望等も踏まえつつ、必要に応じて、研修等の教育訓練を実施します。

[その他の人事管理]

- ・ 必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行います。
- ・ 障がい者からの要望や障がい特性を踏まえ、通勤への配慮等の措置を可能な範囲で実施します。

(4) その他

- ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。